平成２２年（フ）第２２４号
北海道帯広市西16条南６丁目35番13号
債務者　北風　寛一
1　決定年月日時　平成22年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千々和博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年12月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第９６５号
埼玉県川口市大字差間317番地の１　コーポロジック102
債務者　柴田　博子
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３０号
埼玉県川口市東領家５丁目15番８号　セレ東領家302号室
債務者　松本　心也
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２９２号
さいたま市岩槻区城南４丁目４番15―101号
債務者　櫻井　則男
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３９５号
埼玉県越谷市花田５丁目５番地11フレグランスMG102
債務者　安藤　浩二
1　決定年月日時　平成22年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第４２７号
埼玉県越谷市大字大林591番地10
債務者　大柳　純香
1　決定年月日時　平成22年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１９４号
千葉県佐倉市表町１丁目19番地２
債務者　小越　　昇
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２３０号
千葉県佐倉市表町２丁目６番地13　磯部グリーンタウン２―102
債務者　堀切　京子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２３４号
千葉県八街市榎戸684番地20
債務者　川瀬　勝彦
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２３５号
千葉県八街市榎戸684番地20
債務者　川瀬　　肇
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２５４号
千葉県八街市八街ろ111番地15　市営住宅交進団地22号
債務者　小高千恵子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２６１号
千葉県富里市根木名1038番地17
債務者　長井　直人
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２６２号
千葉県成田市新駒井野121番地４
債務者　山崎　和美
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第２７０号
千葉県成田市加良部５丁目12番地　４棟207号
債務者　長野喜久子
1　決定年月日時　平成22年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第８７０号
愛知県小牧市堀の内４丁目53番地１　マルベリー小牧山南1301号
債務者　山本　協子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１１７号
名古屋市守山区本地が丘1105番地　白山住宅137号
債務者　山口　　正
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３１１号
愛知県瀬戸市西米泉町147番地　グリーンヒルズイトーⅡ406
債務者　冨岡　いよ
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部